

# 国勢調査ニュース

しずおか



静岡県企画広報部  
 情報統計局  
 統計調査課 人口就業班  
 TEL : (054) 221-2995  
[27census@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:27census@pref.shizuoka.lg.jp)

こんにちは、ボクの名前は「センサスくん」です。  
 国勢調査のイメージキャラクターです。  
 国勢調査のことをいろいろ紹介します。よろしくね!



## 国勢調査って何?

“統計法”に基づいて実施する全数調査で、我が国の人口や世帯の姿を明らかにする国の最も重要な統計調査です。調査は、5年ごとに実施しています。

## 国勢調査っていつから始まったの?

我が国の国勢調査の原型は明治12年(1879年)、現在の山梨県で行われた「甲斐国現在人別調」といわれています。その後、明治35年(1902年)、「国勢調査二関スル法律」が成立・公布されました。



しかし、日露戦争や第1次世界大戦の影響で調査の実施は見送られ、待望の第1回調査は大正9年(1920年)に行われました。ちなみに、当時の調査員は26万人でした。

## 調査の沿革...

回数	調査年	国勢調査のトピックス	人口(人)	主なできごと
第1回	大正9年 (1920年)	第1回国勢調査	5596万	第1回国際連盟総会 我が国初のメーデー
第7回	昭和25年 (1950年)	初めて世界人口センサスの一環として実施	8412万	朝鮮戦争勃発 公職選挙法公布
第11回	昭和45年 (1970年)	人口1億人突破	1億467万	大阪万博開催 よど号ハイジャック事件
第15回	平成2年 (1990年)	生産年齢人口(15~64歳)の割合がピーク	1億2361万	バブル経済崩壊 東西ドイツ統一
第18回	平成17年 (2005年)	電子データによる結果公表を推進	1億2777万	個人情報保護法施行 愛知万博(愛・地球博)開催
第19回	平成22年 (2010年)	郵送やインターネットによる回答も可能に	1億2806万	7月~10月に記録的猛暑 小惑星探査機「はやぶさ」帰還
第20回	平成27年(2015年)10月1日に実施			

## 国勢って何のこと?

「国勢」は「国の情勢」の意味  
 明治29年(1896年)3月に議決された衆議院「国勢調査執行建議」及び貴族院「国勢調査二関スル建議」には、次のように書かれています。

国勢調査ハ全国人民ノ現状即チ男女年齢職業…略…家別人別ニ就キ精細ニ現実ノ状況ヲ調査スルモノニシテタビ此ノ調査ヲ行フトキハ全国ノ情勢之ヲ掌上ニ見ルヲ得ベシ、…



### なぜ、10月1日に調査するの？

調査期日は、南北に細長い日本列島の気候風土、風俗習慣、人々の経済活動や農作業などを勘案して定められています。また、4月から始まる会計年度の中央日であることなど、行政上の利用にも配慮されたものとなっています。

### 統計法ってどんな法律？

「統計法」は、我が国の統計に関する基本法です。公布は、日本国憲法施行と同じ昭和22年。

第5条第2項 総務大臣は、前項に規定する全数調査を十年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

(新統計法は、平成19年5月23日に公布、平成21年4月から全面施行)

### 誰のどのようなことを調べるの？

日本にふだん住んでいる(3ヶ月以上住んでいる又は住むことになっている)人全てが調査の対象です。赤ちゃんからお年寄りまで、外国人も対象になります。

調査の項目は、男女の別、出生の年月、就業状態、従業地・通学地、住居の種類など。大規模調査(西暦末尾0の年)の年と簡易調査(西暦末尾5の年)の年で若干違いがあります。(今回の調査は簡易調査になります)

### どんなことに使われるの？

#### ◆法定人口としての利用

衆議院議員の小選挙区の画定や都道府県・市町村議会の議員定数は、国勢調査の結果による人口を基にして決められます。また、地方交付税の配分基準には、国勢調査の結果による人口や世帯数が用いられています。

#### ◆国や地方公共団体の各種施策に利用

国勢調査の結果は、都道府県や市町村、小地域単位で集計し、社会福祉や街づくり、経済政策の基礎資料として利用されています。さらに、国勢調査から得られる人口の分布・人口密度・昼間人口などのデータは、防災対策のための重要な資料となっています。

#### ◆人口の分析などに利用

推計人口や将来推計人口、生命表は、国勢調査の結果を基に計算されています。

このほか、人口学や経済学などの学術研究を始め、小・中学校の教育や民間企業でも幅広く利用されています。

### 「平成27年国勢調査実施本部」発足など

国勢調査を円滑に実施し、精度の高いデータを提供できるようにするため、国では、平成26年10月1日に総務大臣を本部長として「平成27年国勢調査実施本部」が発足しました。

また、近年の調査困難なオートロックマンション等の増加、ふだん不在がちな若年単身者や日本語での意思疎通が難しい外国人の増加などの問題を踏まえ、調査実施への支援及び情報の周知等を図るため、「平成27年国勢調査協力者会議」が開催されました。(第1回：平成26年7月26日にマンション関係団体・社会福祉関係団体を対象に実施、第2回以降：教育関係、外国人関係等の団体を対象に順次開催する予定)

今後、県や市町においても、順次、実施本部を立ち上げ、準備を進めていきます。



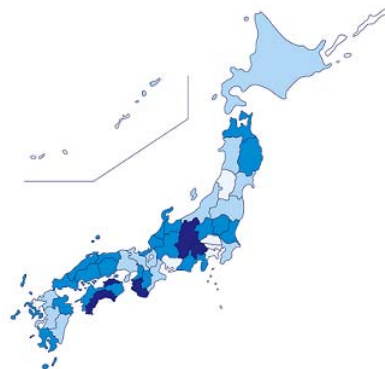
国勢調査は、実施のたびに、調査方法が少しずつ変化しています。  
ここでは、前回（平成 22 年）と平成 27 年調査との主な変更点を紹介します！

～変更①～インターネット回答の全国展開

平成 22 年調査では東京都のみで試行的に実施したインターネット回答を、平成 27 年調査では全国で実施します。

平成 22 年（前回）：東京都限定

平成 27 年（今回）：全国で実施



インターネット回答の利用を促進するため、調査票の配布・回収に先行してインターネット回答を受け付けます。

回答に要する時間も短く、送信手続も容易です。

もちろん、回答情報に関するセキュリティ対策については万全を期しています。

～変更②～スマートフォンなどからも回答可能に

近年のスマートフォン等の急速な普及を踏まえ、世帯の利便性を向上させるためにスマートフォン・タブレット端末からも回答ができるシステムを用意します。

トップ画面



ログイン画面



回答入力画面 (氏名及び男女の別)



スマートフォン版電子調査票画面



### ～変更③～調査票の封入提出は任意で

平成 22 年調査では、原則としてすべての世帯が調査票を封筒に入れて提出していただいていたましたが、平成 27 年調査では、調査員による記入の支援や確認などを円滑に行うため、調査票を提出する際の封入は任意とすることになりました。

### ～変更④～郵送提出は市町によって異なります

平成 22 年調査では、仕事などで昼間不在になることが多い世帯でも、調査員に直接会わずに回答できるよう、郵送による調査票提出が可能でしたが、平成 27 年調査では、市町ごとに郵送提出方式を採用するか否かを定めることになりました。市町によって取扱いが異なる場合がありますので、ご注意ください。郵送提出された調査票は、国が委託契約した民間事業者が受付し各市町に転送されます。

### ～変更⑤～東日本大震災の影響把握に関する調査事項を追加

(簡易調査年の調査事項へ追加)

8 現在の場所に  
住んでいる期間

・生まれてから引き続き現在の場所に住んでいる場合は 出生時から のみに記入してください

出生時	出生時から 5 年未満	出生時から 5 年～10 年未満	出生時から 10 年～20 年未満	出生時から 20 年以上
ウラ側へ	9 欄へ			ウラ側へ

9 5年前(平成 年10月1日)にはどこに住んでいましたか

・平成 年10月1日より後に生まれた人については 出生後にふだん住んでいた場所を記入してください

・5年前に同じ市内の他の区に住んでいた場合は 他の区・市町村に記入してください

・他の区・市町村の場合は 都道府県・市区町村名も書いてください(東京都2部と政令指定都市の場合は区名まで)

記入欄: 現在と同じ場所, 同じ区・市町村内の他の場所, 他の区・市町村, 外国

記入例: (住んでいた場所を記入) (左づめで記入)

郵送付録: 市部, 区町村

(簡易調査年の調査事項から削除)

(4) 住宅の床面積の合計 (延べ面積)

・居室のほか 玄関・台所・トイレ・浴室・廊下・押し入れなどの床面積も含めます

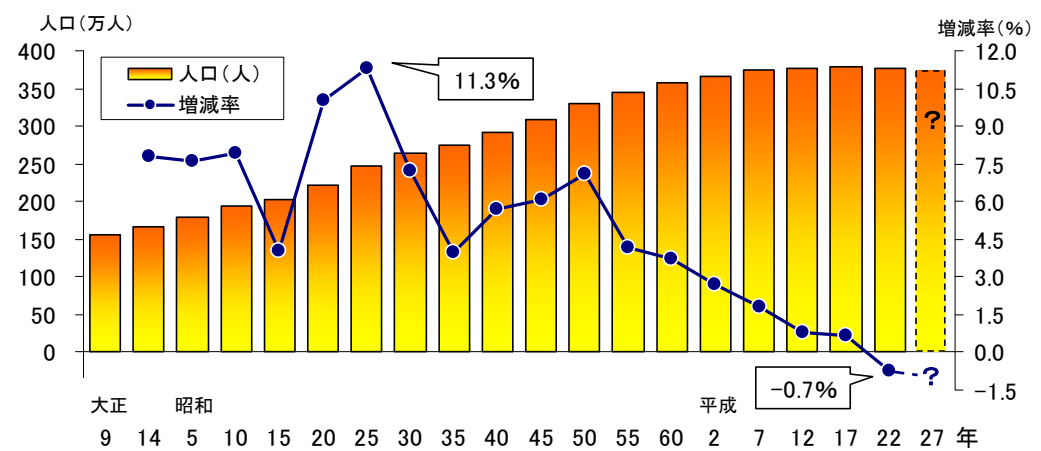
・営業用の部分及び他の世帯の使用部分は除いてください

20㎡未満	20～30㎡未満	30～40㎡未満	40～50㎡未満	50～60㎡未満	60～70㎡未満	70～80㎡未満
○	○	○	○	○	○	○
80～90㎡未満	90～100㎡未満	100～120㎡未満	120～150㎡未満	150～200㎡未満	200～250㎡未満	250㎡以上
○	○	○	○	○	○	○



### ● 参考 ● 平成 22 年国勢調査の結果から

静岡県の人口と増減率の推移 (大正 9 年～平成 22 年)



国勢調査のほか、各種統計資料は、統計局ホームページ (<http://www.stat.go.jp/>)、統計センターしずおか (<http://toukei.pref.shizuoka.jp/>) でご覧いただくことができます。

- ※ 本紙の内容は、一部を統計局ホームページから引用しています。
- ※ 転載可 (転載した場合には、当該紙面を静岡県統計調査課人口就業班までお送り願います)